

# 緊急開催！「会社を守る」就業規則セミナー」

御社の規定にこのような記載はございませんか？

第 条	この規則に定めのあるもの以外は、労働基準法その他関連法令に従う。
第 条	この就業規則は、当社の従業員に適用する。
第 条	昇給は毎年1回、4月にこれを行う。
第 条	社員の定年は、満60歳とする。
第 条	懲戒解雇の場合、退職金の全部、または一部を支給しない。

このような規定を使用されている会社は、自分たちの思いとは裏腹に、会社が不利になることが考えられます。そこで、これら規定の見直し方法をお伝えするセミナーを開催いたします。同様のセミナーを先日、彦根商工会議所で行いましたが30名の中小企業さまに大反響でしたので今回3会場にて開催する運びとなりました。以下の内容などについても豊富な事例や規定作成時のポイントについてお話しさせていただきます。

精神疾患等、休みがちな従業員の取扱い 年次有給休暇取得への対策 労働時間と割増賃金対策

さらに今回、セミナー参加企業様に、以下の“三大特典”をご用意いたしました

## 【三大特典】

- 各会場先着 **5社様** 就業規則無料相談！！付(1時間)\*セミナー後、相談日を設定いたします
- 参加企業様すべてに、小冊子「意外な敵？から会社を守る」をプレゼント!
- 参加企業様すべてに、当事務所顧問先に大好評の「経営マネジメントレポート」を毎月無料提供!

このセミナーを聞いてみたいと思われたならば大至急、ページ下の必要な部分にご記入のうえFAXにて返信ください。FAX到着後こちらから受講料の振込用紙と会場までの地図をご連絡さしあげます。

それでは当日、皆様にお目にかかることを楽しみにしております。社会保険労務士 **糺谷 博和**

## 記

日時 ~~平成19年11月28日(水)~~ **満員御礼 ありがとうございました。**  
 平成19年12月 5日(水) } 全会場共通 午後1時30分～午後4時30分  
 平成20年 1月17日(木) } \*全会場、同一内容です。ご注意ください。

場所 コラボしが21 3階 中会議室1 (滋賀県大津市打出浜2番1号 077-511-1400)

講師 社会保険労務士 糺谷 博和(コウジタニ ヒロカズ)

定員 先着24名(定員になり次第締め切ります)

参加料 10,000円(税込) 2名様より半額(5,000円)とさせていただきます

実績 日本経営協会、大学、商工会議所等、セミナー実績多数。年間約30回のセミナーを行う。  
 セミナー実績詳細は、当事務所HP (<http://www.office-kojitani.com/>) にてご確認ください。

# FAX: 077 - 518 - 1961

までFAXにて返信してください!! お問い合わせは、電話(077-518-1960)にてお願いいたします。

貴社名			お申込み人数	人
部署・役職			お名前	
ご住所				
お申込み日	平成	年	月	日
	TEL		( )	

Fax 停止・個人情報について 当事務所で取得した個人情報はコンサルティング事業及びそれに関連するお知らせのために利用いたします。今後、当事務所からのFAX案内をご希望にならない方は、誠に恐れ入りますが、下記の欄に貴社名及びFAX番号を記載の上、ご返送ください。ご迷惑をお掛けいたしましたことお詫言申し上げます。

貴社名( ) FAX番号( - - )